



監査結果報告書

宝 監 第 1 0 7 号

令和3年(2021年)2月18日

宝塚市長 中 川 智 子 様

宝塚市監査委員 徳 田 逸 男

同 小 川 克 弘

同 と な き 正 勝

令和2年度財政援助団体等監査の結果について(報告)

社会福祉法人 萬年青友の会
社会福祉法人 サン福祉会
社会福祉法人 宝塚ひよこ福祉会
社会福祉法人 ルンビニー福祉会
学 校 法 人 白 ゆ り 学 園
特定非営利活動法人 長尾すぎの子クラブ
保育所びよびよルームおばやし園
株 式 会 社 ポ レ ・ ポ レ

地方自治法第199条第7項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告します。

社会福祉法人 萬年青友の会
 社会福祉法人 サン福社会
 社会福祉法人 宝塚ひよこ福社会
 社会福祉法人 ルンビニー福社会
 学校法人 白ゆり学園
 特定非営利活動法人 長尾すぎの子クラブ
 保育所ぴよぴよルームおばやし園
 株式会社 ポレ・ポレ

第1 監査の種類

財政援助団体監査

第2 監査の対象

主に令和元年度における下記団体に対する市の補助金等に係る出納その他の事務の執行

- 1 社会福祉法人 萬年青友の会（以下「萬年青友の会」という。）
 - ・建設資金借入金償還金補助金（やまぼうし保育園） 5,624,640円
 - ・建設資金借入金償還金補助金（はなみずき保育園） 1,218,619円
 - ・私立保育所運営費助成金（やまぼうし保育園） 53,825,100円
 - ・私立保育所運営費助成金（はなみずき保育園） 65,755,045円
 - ・放課後児童健全育成事業費補助金（はなみきっずクラブ） 6,861,966円
 - ・認定こども園等助成金（小規模保育園月と星） 300,000円
- 2 社会福祉法人 サン福社会（以下「サン福社会」という。）
 - ・私立保育所施設整備費補助金（クレア・サン保育園） 214,665,000円
 - ・私立保育所運営費助成金（クレア・サン保育園） 1,632,633円
 - ・私立保育所運営費助成金（わかばのもり保育園） 38,507,288円
 - ・認定こども園等助成金（クレア・サン保育園） 300,000円
- 3 社会福祉法人 宝塚ひよこ福社会（以下「宝塚ひよこ福社会」という。）
 - ・建設資金借入金償還金補助金（宝塚ひよこ保育園） 751,768円
 - ・私立保育所運営費助成金（宝塚ひよこ保育園） 32,467,345円
- 4 社会福祉法人 ルンビニー福社会（以下「ルンビニー福社会」という。）
 - ・私立保育所運営費助成金（宝塚じあい保育園） 38,555,116円

5	学校法人 白ゆり学園（以下「白ゆり学園」という。）	
	・認定こども園等助成金（いずみ幼稚園）	6,910,050円
	・認定こども園等助成金（白ゆり幼稚園）	595,350円
6	特定非営利活動法人 長尾すぎの子クラブ（以下「長尾すぎの子クラブ」という。）	
	・放課後児童健全育成事業費補助金（長尾すぎの子クラブ）	6,257,373円
7	保育所びよびよルームおばやし園（以下「びよびよルーム」という。）	
	・指定保育所助成金（びよびよルーム）	27,865,200円
8	株式会社 ポレ・ポレ（以下「ポレ・ポレ」という。）	
	・指定保育所助成金（ポレ・ポレ宝塚花のみち保育ルーム）	15,233,000円

第3 監査の期間

予備調査 令和2年11月16日から令和3年 1月28日まで

本 監 査 令和3年 1月28日

第4 監査の概要

宝塚市監査基準に基づき、交付した補助金等が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか、並びにそれらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第5 監査の結果

補助金等は、目的に沿い、出納その他の事務についてもおおむね適正に執行されていると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

《各私立保育所共通》

1 私立保育所運営費助成金における保育士宿舎借上げ支援事業について

保育士宿舎借上げ支援事業（以下「宿舎借上げ事業」という。）は、宝塚市私立保育所運営費助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）第2条第9号に規定されている事業で、保育士の人材確保、就職継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的としており、保育施設の運営法人が保育士を居住させるために借り上げた宿舎に係る費用について、対象保育士一人当たり月額 82,000 円の4分の3の額を上限に補助を行うものです。宿舎借上げ事業に係る助成金交付要綱の改正は令和元年10月1日から施行、平成31年4月1日から遡及実施されており、令和元年度の実績は、対象保育士3人、補助金額計31万円となっています。

この実績報告の状況について確認したところ、最終の交付決定を行っている令和2年3月31日付け「2019年度私立保育所運営費助成金変更交付決定通知書」で交付条件として「実績報告は、令和2年（2020年）5月29日（金）までに行うこと。」と実績報告の提出を求めており、交付決定の根拠として宿舎借上げ事業が含まれているにもかかわらず、この実績報告に当たる「2019年度私立保育所運営費助成事業実績報告書」には宿舎借上げ事業に係る実績の記載がありませんでした。その結果、交付決定額と実績報告額に差が生じています。

このことについて所管課に確認したところ、「年度途中から実施したこと、対象施設が少数であること、また、国の補助対象事業であるため年度末に早期に実績額を確定する必要があるが、添付資料が多いことから、事務処理の都合上、別途実績報告を求めた。」旨の説明を受けました。

確かに、宿舎借上げ事業実施要綱第10条に基づく実績報告が別途提出されていることは確認できましたが、宿舎借上げ事業が助成金交付要綱第2条第9号に規定されていることに鑑みると、私立保育所運営費助成事業の実績報告に記載しなくてもよい理由にはならないと考えます。実績報告は、事業が交付決定内容に沿って実施されているかを確認するものです。コロナ禍で事務が煩雑になっていることは一定理解できますが、所管課においては、適切な実績報告を求めるよう努めてください。

なお、令和2年度からは保育運営事業費の使途が明確化され、積立金支出等ができないよう要綱改正されていますが、助成金交付要綱第2条各号の事業ごとに収支が明確に比較できる様式となるよう各様式の整備を図ってください。

《萬年青友の会（はなみきっずクラブ）》

1 放課後児童健全育成事業費補助金について

放課後児童健全育成事業費補助金は、宝塚市放課後児童健全育成事業実施要綱に規定する放課後児童健全育成事業を行う者に対し、事業に要する経費の一部を補助するものです。

令和元年度の実績内容について確認したところ、事前に提出された宝塚市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）には補助対象経費として定められていない3月分学校休業対応費用（以下「休業費用」という。）の名目で新型コロナウイルス感染症対策費について補助が行われていました。休業費用の補助については、令和元年度に新たに追加されたものであり、本来であれば補助金交付要綱を改正の上、申請団体による変更交付申請や市による変更交付決定の手続を経なければいけないところ、実績報告書での精算をもって休業費用が補助されていました。

このことについて所管課に確認したところ、「令和2年3月3日より、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために小学校が一斉臨時休校措置となったことに伴い、民間放課後児童クラブは、本来の放課後からの開所ではなく、午前中からの開所が必要となった。このことに対し、急遽、国の補助金である子ども・子育て支援交付金において、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により春休みの前日までの間、平日において午前中から開所するための経費を補助するメニューが新しく追加された。本市においても民間放課後児童クラブにおける休業費用を対象として計上するために、各民間放課後児童クラブに対し、午前中からの開所のために要した人件費についても従来の実績報告に加えて提出を求めた。はなみきっずクラブからは午前中開所にかかる人件費として37万円の報告を受け、同額を補助するとともに国へ実績報告を提出している。本来であれば国の補助金のメニュー追加に合わせて補助金交付要綱を改正すべきところであったが、改正手続は今回の監査での指摘を受けた後に行った。また、変更交付決定の手続については、失念していた。」旨の説明を受けました。

新型コロナウイルス感染症対策としての臨時的な補助金であったにせよ、補助金交付要綱の改正を行わないのであれば、代替措置として、所管部長の決裁を受け、補助対象経費、交付要件等の支給根拠を明確にしておく必要があったのではないかと考えます。

今後、所管課においては臨時的な補助金の交付であっても、要綱改正若しくは特段の取扱いについて意思決定する決裁などにより補助金の支給根拠を明確にするとともに、補助内容に変更があった場合は、速やかに変更交付の手続を行うなど適切な補助金の執行に努めてください。

第7 各団体の概要

1 萬年青友の会

(1) 目的

萬年青友の会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行っています。

(2) 事業内容

第二種社会福祉事業

(3) 組織

萬年青友の会は、理事長1人、理事6人、監事2人、評議員7人、職員250人（常勤職員133人、非常勤職員117人）をもって構成されています。

（令和2年3月31日現在）

2 サン福祉会

(1) 目的

サン福祉会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるように支援することを目的として、社会福祉事業を行っています。

(2) 事業内容

第二種社会福祉事業

(3) 組織

サン福祉会は、理事長1人、理事5人、監事2人、評議員7人、職員170人（常勤職員108人、非常勤職員62人）をもって構成されています。

（令和2年3月31日現在）

3 宝塚ひよこ福祉会

(1) 目的

宝塚ひよこ福祉会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行っています。

(2) 事業内容

第二種社会福祉事業

(3) 組織

宝塚ひよこ福祉会は、理事長1人、理事5人、監事2人、評議員7人、職員38人（常勤職員17人、非常勤職員21人）をもって構成されています。

（令和2年3月31日現在）

4 ルンビニー福祉会

(1) 目的

ルンビニー福祉会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行っています。

(2) 事業内容

第二種社会福祉事業

(3) 組織

ルンビニー福祉会は、理事長1人、理事5人、監事2人、評議員7人、職員65人（常勤職員40人、非常勤職員25人）をもって構成されています。

（令和2年3月31日現在）

5 白ゆり学園

(1) 目的

白ゆり学園は、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的としています。

(2) 事業内容

ア いずみ幼稚園、白ゆり幼稚園の設置

イ いずみ保育園の設置

(3) 組織

白ゆり学園は、理事長1人、理事5人、監事2人、評議員13人、職員120人をもって構成されています。

（令和2年3月31日現在）

6 長尾すぎの子クラブ

(1) 目的

長尾すぎの子クラブは、定員超過のため学童保育に入会できない待機児童等に対し、放課後・夏休み等期間中の居場所づくり、スポーツ・文化・環境保全活動支援及びこれらに必要な指導者の育成に関する事業を行い、市民と行政が協力し、地域児童の安全の確保及び健全育成を図り、地域福祉の増進に寄与することを目的として、特定非営利活動を行っています。

(2) 特定非営利活動の種類

ア まちづくりの推進を図る活動

イ 子どもの健全育成を図る活動

(3) 事業内容

ア 放課後・夏休み等期間中の子どもの居場所づくり事業

イ 子どものスポーツ・文化・環境保全活動支援事業

ウ 指導者等の育成事業

(4) 組織

長尾すぎの子クラブは、理事長1人、理事5人、監事1人、スタッフ19人をもって構成されています。

(令和2年3月31日現在)

7 ぴよぴよルーム

(1) 目的

ぴよぴよルームは、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的としています。

(2) 組織

ぴよぴよルームは、代表者1人、保育士14人、保育補助者9人、調理者3人、事務1人をもって構成されています。

(令和2年3月31日現在)

8 ポレ・ポレ

(1) 目的

次の事業を営むことを目的としています。

ア 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び、介護予防サービス事業

- イ 介護保険法に基づく介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の経営
- ウ 勤労者及びその世帯、高齢者及びその世帯、又は身体に障害のある人、妊婦、病弱な人たちに対する入浴、排泄、食事その他日常生活の介護
- エ 上記の人々の日常生活及び余暇に関する暮らしの調査、研究及び新商品の開発
- オ 各種情報収集及び提供
- カ 各種イベントの企画、運営
- キ ベビーシッターの請負
- ク 福祉用具の販売
- ケ ベビー用品の販売
- コ 託児所の経営
- サ 教材及び遊戯器具の販売
- シ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
- ス 前各号の業務の委託
- セ 前各号に付帯する一切の業務

(2) 組 織

ポレ・ポレの役員は代表取締役社長1人、取締役2人、監査役1人で構成されており、花のみち保育ルームは施設長（常勤）1人、常勤職員2人、パート等14人をもって構成されています。

（令和2年3月31日現在）

第8 補助金等の概要

1 建設資金借入金償還金補助金

社会福祉法人が設置する保育所、特別養護老人ホームの建設に伴う借入金償還に対する補助金。

2 私立保育所施設整備費補助金

法人の保育所運営事業の安定及び待機児童の解消を図ることを目的に、保育所等の新設又は整備を行うために必要な経費を助成するもの。

3 私立保育所運営費助成金

社会福祉法人が児童福祉法第35条第4項の規定に基づいて設置する保育所の運営に係る経費に対する助成金。

(注) 助成金の対象となる事業は、保育運営事業、職員基準配置事業、延長保育事業、特別支援保育事業、一時預り事業、保育所地域活動事業、地域子育て支援拠点事業、保育所施設等借り上げ事業、保育士宿舎借上げ支援事業です。

4 放課後児童健全育成事業費補助金

民間による放課後児童健全育成事業実施要綱に規定する放課後児童健全育成事業を行う者に対し、これに要する経費の一部を補助するもの。

5 認定こども園等助成金

安心して子育てができる環境を整備し児童の福祉の向上を図ることを目的に、認定こども園、小規模保育事業等において、延長保育及び預かり保育に要する経費を助成するもの。

6 指定保育所助成金

保育に欠ける児童の保護育成のため、市内にある認可外保育所で市が定める一定の基準を満たしている保育所を宝塚市指定保育所として指定し助成するもの。